

令和8年度
産地直売所の誘客力強化支援業務

企画提案審査要領

令和8年4月
岩手県

岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度産地直売所の誘客力強化支援業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式によって行うものとする。

委託候補者を選定するための企画提案書審査の概要については、次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目

審査項目は次のとおりとする。

審査項目	審査基準	配点	
(1) 実施方針 針	本事業の背景及び目的並びに業務内容を理解しているか。	10	20
	費用対効果の高い提案となっているか。	10	
(2) 企画提案 内容	提案内容は本事業の目的を達成する内容になっているか。	10	50
	スタッフは業務を行うための専門的知識やノウハウを有しているか。	10	
	提案内容のイベント企画方法や情報発信方法が、産直が習得可能な範囲のレベルとなっているか。	10	
	産直が集客できる効果的なイベント企画・情報発信になっているか。	10	
	その他、着目・評価できる点があるか	10	
(3) 業務実績 ・実施体制	本業務と類似の業務の受注実績があるか、もしくは特筆すべき業務成果はあるか。	10	20
	業務を実施する上で十分な体制であるか。	10	
(4) 見積	業務経費は適正であるか。	10	10
合 計		100	

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、審査基準・採点基準に基づき、個別の審査項目ごとに審査・採点を行う。
- (3) (2)の評点の合計に基づき上位3者まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）をつけ、委員ごとの順位点の合計により順位を決定し、県に報告する。

なお、順位点の合計が同点の場合には、高い順位点の評価数が多い者を上位者とし、高い順位点の評価が同数の場合には、委員会において合議のうえ、総合順位を決定するものとする。

(4) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において(1)のとおり審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

【採点基準】

10点満点の場合

区 分	10 点
非常に優れている	10
優れている	8
問題はない (中位点)	6
やや問題がある (一部修正が必要)	4
問題がある (大幅な修正が必要)	2
採用できない	0